

阿賀野市立小・中学校設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月26日

阿賀野市教育委員会

教育長 神田 武司

阿賀野市教育委員会規則第6号

阿賀野市立小・中学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市立小・中学校設置条例施行規則（平成16年阿賀野市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表京ヶ瀬小学校の項中「シンフォニータウン曾郷」の次に「、サンセット曾郷」を加える。

附 則

この規則は、令和5年6月26日から施行し、改正後の阿賀野市立小・中学校設置条例施行規則の規定は、令和5年4月17日から適用する。